

## 野焼きは法律で禁止されています！

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』が改正され、一部の例外を除き廃棄物を焼却することの禁止（野焼き禁止）と、廃棄物焼却炉の構造基準が強化されました。

### ◎野焼きの例外規定

1. 国又は地方公共団体でその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
3. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5. たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

上記の焼却に、ビニールやプラスチック類が混ざらぬよう、気をつけてください。

野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、改善命令や各種の行政指導の対象となります。

廃棄物の野焼きは原則として禁止され、違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられます。

最近一部の稲わらや籾殻の焼却、乾燥機から排出される粉塵に係る苦情が寄せられています。生活環境等にも配慮した生産活動に心がけてください。

みず環境課 生活環境係

TEL : 096-282-1604